

農薬管理指導士設置事業者の証に関する実施要領Q&A

(目的)

Q 1 : 農薬管理指導士設置事業者の証を掲げると事業者には何か義務が発生するのでしょうか。

A 1 : 証を掲げたことにより何か新たに法的義務が生じるというものではありませんが、組織の体制に応じた農薬安全使用の推進に取り組んでいただくこととなります。また、適正に農薬安全使用に取り組まれているか、大阪府から事業者には照会を行いますので、現在の取組状況等を回答して下さい。

Q 2 : 農薬管理指導士が適正に活動していない場合は何かペナルティがあるのでしょうか。

A 2 : 農薬管理指導士が適正に活動していないと府が認識した場合は、その組織に担当者が出向いて状況を聞き取り、適正に活動できるよう指導助言を行います。ペナルティを与えるということではありません。

Q 3 : 農薬の安全適正使用とは具体的にどういうことに取り組めばいいのでしょうか。

A 3 : 農薬使用に当たっての法的義務をよく理解し、事故が無いように構成員に呼び掛けるのが最も重要な役割です。また、府からの農薬安全情報をメンバーに周知したり、農薬使用に当たって疑問が生じた場合に府やJAなど関係機関に照会するなどが想定されます。

Q 4 : 農薬管理指導士には何か権限や義務などはあるのでしょうか。

A 4 : 農薬管理指導士は農薬の知識技能を持つ者を認定しているものですが、法的な権限や義務を付与するものではありません。

(対象事業者)

Q 5 : 対象事業者は具体的にどういう団体になりますか。

A 5 : JA、農薬販売店、防除業者、ゴルフ場開設者、流通業者、公的団体等となります。法人登記、会計管理、部外者参加の可否などがひとつの目安となります。

Q 6 : 設置事業所は具体的にどういう単位になりますか。

A 6 : 設置事業所は、構成メンバーを特定できる店舗や出荷グループ等となります。具体的にはJA支店、生産出荷部会、農薬販売店舗、農産物直売所、防除業者営業所などです。JAに所属する生産出荷部会はJAの下部組織という扱いになります。

Q 7 : 実施要領の第 2 の 2 に「事業者は原則として法人格を有する単位とする。」とありますが、直売所を運営する任意団体は証が貸与されないのですか。

A 7 : その直売所が J A の下部組織である場合は J A が事業者該当しますが、農家の任意グループであって J A 等が運営に関与していない直売所の場合はそのグループが証の貸与を受けることができます。

【対象事業者と設置事業所のイメージ】

J A ○ ○ ———	なす生産出荷部会 きゅうり生産出荷部会 農産物直売所 営農指導課 ××支店	5 件申請可能 対象事業者は J A ○ ○ (部会等は下部組織であるため独自の申請は不可)
△△造園 ———	本社 支社	2 件申請可能 対象事業者は△△造園
□□ゴルフ場 ———	コース管理部	1 件申請可能 対象事業者は□□ゴルフ場
●●農薬販売店 (当該店舗のみ)		1 件申請可能 対象事業者は●●農薬販売店
▲▲農産物直売所運営組合 ———	店舗 ※他団体の下部組織でないもの	1 件申請可能 対象事業者は▲▲農産物直売所運営組合

注) 全ての設置事業所に重複せずに農薬管理指導士が置かれている場合。

Q 8 : 1 つの対象事業者が複数の証を貸与してもらうことは可能ですか。

A 8 : 別個の店舗や事業所であって、それぞれに農薬管理指導士が設置されていれば各事業所に対して証の貸与を受けることができます。

Q 9 : J A が関与していない生産出荷組合の場合、J A の下部組織の扱いになりますか。

A 9 : J A が関与していない生産出荷組合などについては、J A の下部組織には当たらないため、単独の組織及び事業所として証の貸与を受けることとなります。直売所や生産出荷グループの名称と代表者で申請してください。

Q 1 0 : 関連法令とはどういう法律ですか。

A 1 0 : 食品衛生法 (農薬残留基準に関する事)、毒物及び劇物取締法 (毒劇物に指定される農薬の取扱に関する事)、水質汚濁防止法 (農薬の取扱に由来すること) に関する違反を対象としています。

(申請)

Q 1 1 : 申請するのは誰の名前で行うのですか。

A 1 1 : 法人や団体の場合は、組織の代表者の名前で申請して下さい。個人が事業を営んでいる場合は事業主本人の名前としてください。

(没収)

Q 1 2 : ひとつの出荷部会で違反があっただけで J A の全ての部会、支店の証が没収されるのというのはルールとして厳しすぎませんか。

A 1 2 : 農薬安全使用は組織全体の課題であることから、全体を対象にするべきと考えます。

Q 1 3 : なぜ貸与なのですか。

A 1 3 : 違反があった場合に証を没収する必要があるからです。

(標示の中止)

Q 1 4 : なぜ農薬管理指導士を設置しなくなった時点ですぐに証の返納を求めないのですか。

A 1 4 : 当該事業所で農薬に関する業務が継続して行われるのであれば、新たに農薬管理指導士を養成して置くべきであると考えられるため、返納を求めず保留する扱いとしています。ただし、農薬管理指導士が設置されていないにも関わらず証の標示を続けることは事実誤認を与えるため、標示の中止を求めています。

Q 1 5 : 標示の中止とは具体的にどういうことをすればいいのですか。

A 1 5 : 証を取り外す、もしくは紙や布で覆うなどにより見えない状態にしてください。

(調査及び指導)

Q 1 6 : 農薬管理指導士の活動状況について事業者には調査をするとは具体的にどういうことを想定しているのですか。

A 1 6 : 毎年 4 月頃に農薬管理指導士の年間活動の状況を事業者には調査表に記入する調査を行い、異動状況と合わせて活動実態を把握します。

Q 1 7 : 事業者が調査に協力しなかったり、指導に従わない場合はどうなりますか。

A 1 7 : 事業者が正当な理由無く調査に協力しないもしくは指導に従わないなどの場合には、要領に基づき証を没収することがあります。

(農薬管理指導士 (農業者指導) の役割)

Q 1 8 証の貸与を受けることで、農薬管理指導士に何か義務や権限が発生するなどはありますか。

A 1 8 農薬管理指導士に新たな義務や権限が発生することはありません。